

食安監発第 1025002 号  
平成 19 年 10 月 25 日

各検疫所長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

食品衛生法に違反する食品等の回収情報について

今般、厚生労働省ホームページ「食品安全情報」中に、別添のとおり食品衛生法に違反した食品等の回収事例に関するホームページを設け、国内における食品衛生法に違反した食品等の回収情報、検疫所におけるモニタリング検査において食品衛生法違反となった食品等の回収情報等を掲載することとしました。

については、輸入者に対し、当該ホームページについて周知するとともに、モニタリング検査の結果食品衛生法違反となった国内流通食品等の措置について、都道府県等の指示に従い迅速に対応するよう、引き続き指導方お願いします。

なお、本件については、別紙のとおり各都道府県等食品衛生主管部（局）長あて通知していることを申し添えます。

食安監発第 1025001 号  
平成 19 年 10 月 25 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

### 食品衛生法に違反する食品等の回収情報について

今般、食品衛生法に違反した食品等の回収事例を、国民に広く情報提供を行う観点から、別添のとおり厚生労働省ホームページ「食品安全情報」中に掲載することとしました。

つきましては、下記 1 の要件のいずれにも該当する事例について、当該公表資料又は情報を掲載しているホームページの URL を本ホームページに掲載するので、当課あて速やかに情報提供いただくようお願いします。

また、平成 15 年 4 月 2 日付け食企発第 0402001 号及び食監発第 0402001 号「アレルギー物質を含む食品の表示の徹底について」において、関係業者に対するアレルギー物質に係る適切な食品表示の徹底の指導及び本件に係る食品衛生法違反事例の報告をお願いしているところですが、当該通知を廃止し、下記 2 のとおりとするので、特段の配慮方お願いします。

なお、検疫所におけるモニタリング検査で違反となった食品等の回収情報については、関係都道府県等あて監視依頼通知を掲載することとしますのでご了承ください。

#### 記

- 1 本ホームページ中、「更新情報」(1)への掲載対象について
  - (1) 都道府県等の食品衛生主管部(局)において、食品衛生法違反として公表を行った事例であること。(違反とした根拠は行政検査の結果、食品等事業者による検査の結果を問わない。)
  - (2) 食品衛生法第 54 条に基づく回収命令、食品等事業者による自主回収を問わず、食品等の回収が行われている事例であること。
- 2 アレルギー物質を含む食品について
  - (1) アレルギー物質を含む食品の表示については、引き続き、貴管下の食品等事業者に対して、使用原材料の点検及び確認を行い適切な食品表示を徹底するよう指導すること。

- (2) 本件に係る食品衛生法違反事例において、当該違反食品の出荷又は販売先が不特定又は多数である場合は、食品等事業者に対し、当該事例について社告、店頭告知等による周知を徹底するよう指導すること。
- (3) 都道府県等の食品衛生主管部（局）においては、2（2）の事例について公表（公表年月日、製造者又は販売者名、商品名、違反内容、措置等）に努めるとともに、当課あて速やかに情報提供を行うこと。報告された事例については、本ホームページの「更新情報」（2）に掲載する。

## 「食品衛生法に違反する食品等の回収情報」の概要

### 【目的】

食中毒の原因食品や食品衛生法違反となった広域流通食品等の回収情報を広く周知する。

### 【ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/kaisyu/index.html>

### 【ホームページの構成】

#### 1. 更新情報

##### (1) 厚生労働省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報

食品衛生法に違反した食品等について、回収命令又は食品等事業者による自主回収が行われ、厚生労働省食品安全部及び都道府県等食品衛生主管部（局）が報道発表を行った事例を掲載する。（当該公表資料の PDF ファイル又は情報を掲載しているホームページ URL を添付。）

##### (2) アレルギー物質に係る回収情報

アレルギー物質を含む食品に係る食品衛生法違反事例の回収事例を掲載する（都道府県等における当該事例の公表媒体（情報を掲載しているホームページの URL、広報誌等を添付。）

#### 2. 輸入食品の回収事例

検疫所におけるモニタリング検査で違反となった食品等の回収情報を掲載する。（関係都道府県等あての監視依頼の鑑の PDF ファイルを添付。）

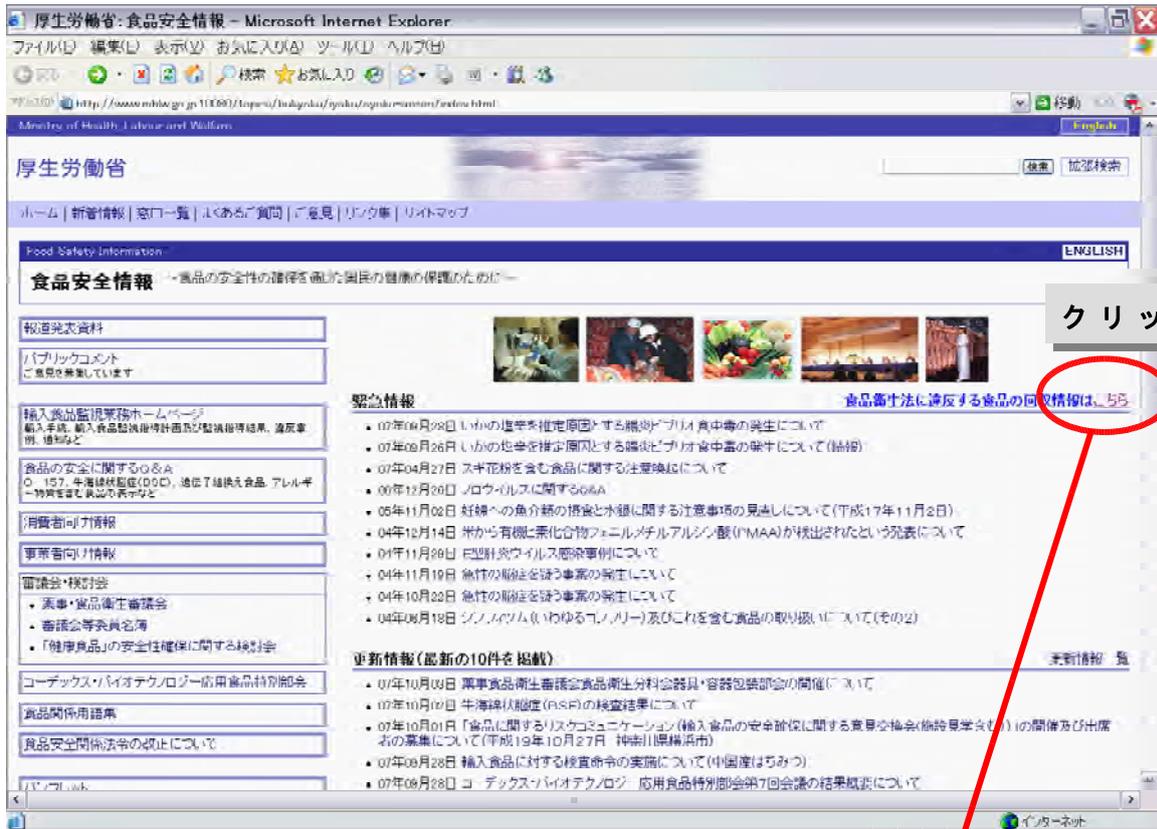
#### 3. 食品等の回収に関する情報（リンク集）

食品等の回収情報、食品衛生法に違反する食品等が掲載されているホームページ（国民生活センター及び都道府県等の食品衛生担当部局のホームページ）へのリンクを掲載する。

### 【その他】

掲載期間は、原則 1 ヶ月間とするが、各事例の回収状況を勘案し、掲載期間を短縮又は延長する場合がある。

## 食品安全情報ホームページ



## 食品衛生法に違反する食品の回収情報ホームページ

